

(仮称)吾妻高原風力発電事業 環境影響評価準備書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第20条第1項の意見

## 1 総括的事項

(1) 本事業計画は、吾妻連峰北西部の福島市と山形県米沢市の行政界付近に所在する牧場跡地を含む山稜上において大規模な風力発電所を建設するものであるが、対象事業実施区域及びその周辺は磐梯朝日国立公園や鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊など豊かな自然環境を有する地域であることから、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。

また、風力発電機等を長期間に渡り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

(2) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施した上で適切な環境保全措置を講じること。

(3) 事業の実施に当たっては地元住民の理解が不可欠であることから、住民に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

また、工事施工業者等に対する指導・監督を徹底した上で環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)に記載している環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。なお、環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。

(4) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度(FIT)による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるように企画し、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

## 2 大気質について

対象事業実施区域の周辺には住宅等が存在することから、建設工事や資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

### 3 騒音、振動及び低周波音について

騒音、振動及び低周波音の感じ方には個人差があり、風力発電機の立地環境や住宅の状況も異なることから、事業の実施に当たり周辺住民の生活環境への影響が判明した場合には、速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

### 4 地形・地盤について

風力発電機等の設置に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、十分な調査等により地盤の状況を確認し、軟弱な地盤、断層の分布範囲等を避けて工事を実施し、土砂災害が発生しないようにすること。

### 5 水環境について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺では、表流水を水源とする専用水道の取水口に加え、湧水や地下水を水源とする簡易水道や「福島市給水施設等条例」に規定する給水施設が所在するとともに、井戸水が飲用等の生活用水に利用されている。

このため、準備書に記載されている環境保全措置を講じることにより、上記水道等の水質、水量等に対する影響の低減が図られていることを確認するため、取水口を含めた水源等における造成中の調査や事後調査の実施を検討し、その結果を環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に記載すること。

また、上記の利水状況を考慮し、事業による改変区域内を中心に、空間線量率と土壌中の放射性物質濃度を測定して現状を把握すること。

(2) 濁水流出防止のための沈砂池については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を確保すること。また、沈砂池の土砂流出防止柵の下流側において、地山が洗掘されることにより濁水が発生することのないように対策を講じること。

### 6 風車の影について

風車（風力発電機）の影については指針値を下回っているが、事業の実施に当たり周辺住民の生活環境への影響が判明した場合には、速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

### 7 動植物・生態系について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息・生育や繁殖が確認されたことから、森林の伐採や改変の際はこれらの繁殖時期等を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の

結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

- (2) 希少猛禽類の調査について、イヌワシは例年8月から10月にかけて営巣地から遠方まで採餌のために飛来する性質があるが、対象事業実施区域の中央部上空を広く視認できる調査地点 St. 4 における平成30年8月から9月の調査回数が不足しているため、イヌワシの生息状況を十分に確認できていない可能性がある。

このため、調査回数が不足している時期において追加調査を実施し、その結果及び追加の環境保全措置を評価書に記載すること。

- (3) 対象事業実施区域において希少な猛禽類やコウモリ類等の生息が確認されていることから、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装やマーキング、風力発電機ナセルへのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置等の対策について検討を追加し、その結果を評価書に記載すること。

- (4) 現地調査の結果、樹洞を主なねぐらとするコウモリ類、モモンガ、ヤマネ等の樹洞性動物の生息が確認されたことから、事前に土地の改変を想定している範囲で、樹洞が生じている可能性のある大径木の所在を調査し、その結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。

- (5) 土地の改変に伴い、改変箇所裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変の区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないよう施工計画を検討すること。なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう在来植物種の採用を優先して検討すること。

## 8 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い発生する伐採木を対象事業実施区域内で再利用する場合は、具体的な利用方法（発電所内での利用方法、利用量等）を可能な限り明確にして評価書に記載すること。なお、廃棄物の再利用については、現場において必要と認められる用途に限ること。
- (2) 廃棄物や残土の一時的な保管に当たっては、定められた場所及び条件による保管を徹底すること。

## 9 文化財について

対象事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地「惣八郎遺跡」及び「中丸遺跡」が所在し、また当該区域は広大であり、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があることから、事業の実施に当たり当該遺跡等へ影響が及ぶことのないよう配慮すること。

## 10 その他

- (1) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増えていることから、発電所稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林漁業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討すること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

### (※参考 事業の概要)

- |            |  |
|------------|--|
| 1 事業者の名称   | 合同会社吾妻高原ウィンドファーム                             |
| 2 事業の名称    | (仮称) 吾妻高原風力発電事業                              |
| 3 事業の種類    | 風力発電所設置事業                                    |
| 4 事業の規模    | 発電設備出力 最大32,000キロワット(2,050キロワットの風力発電機を16基設置) |
| 5 対象事業実施区域 | 福島県福島市李平地内外                                  |